

	号外	定価1部2円	人事院勧告に向け、3年連続賃上げ実現と扶養手当改悪阻止に向けて情勢学習を強化しよう！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2374
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2016年 7月28日
		岩手県職員労働組合		

16人勸闘争④ 7.26公務員連絡会・人事院交渉

公務員連絡会 勧告に向け人事院交渉実施！ 月例給・一時金 民間はプラス傾向・較差を注視 扶養手当見直し見直し明言も詳細示さず 人事院の不誠実な姿勢に再交渉を要請！

7月26日、公務員連絡会は全国から3,000人が結集した中央行動を配置し、2016 勧告に向けて人事院古屋給与局長との交渉を行った。人事院は、勧告は例年と概ね同様の日程で進めていること、給与改定について民間給与は賃上げ傾向であるが、官民較差が最終的にどうなるか作業中と回答するにとどまった。

配偶者の扶養手当の見直しについては、昨年度人事院が行った「扶養手当の在り方に関する勉強会」で議論された見直しに当たっての選択肢（詳細は裏面）をもとに鋭意検討中とし、見直す姿勢を明らかにしつつも、詳細を一切示さなかった。交渉団からは、人事院の不誠実な姿勢に強く抗議し、再交渉を申し入れた。

公務員連絡会は「給与局長との再交渉で官民較差や扶養手当の見直し等の諸課題の前進回答に向け全力をあげる」とし、8月上旬に予想される勧告に向けて闘い抜く決意を表明した。交渉の詳細は以下のとおり。



人勸闘争勝利に向け中央行動で意思統一（団結ガンバロー）

【人事院 給与局長交渉】

○ 勧告日

給与局長：例年とおおむね同様の日程を念頭に置いて作業を進めている。⇒8月5～9日と予想

○ 給与改定

給与局長：官民較差を現在集計中であるが、民間企業における春季賃金改定状況では、各種調査結果を見ると、定昇分を含む賃上げ率は2%程度のプラスとなっているが、いずれにおいて

も賃上げ率は昨年を下回っており、最終的に較差がどうなるか注目している。

一時金については、昨年冬のボーナスでは各種調査で前年より増加している。また、本年夏のボーナスは現時点で発表されている各種調査結果では、前年より増加している傾向が見受けられるが、現在集計を行っているところ。

交渉団：勧告まで時間がないなかで、この回答には極めて不満がある。再回答を。

給与局長：民間全体の動きは少なくとも去年より低下しているのは明らかであり、最終集計が出るまでは申し上げられない。



前進回答を求める交渉団（右）と回答する古屋給与局長（左）

○ 配偶者の扶養手当見直し

給与局長：現在、昨年度実施した「扶養手当の在り方に関する勉強会」の議論を踏まえ、

①配偶者に係る手当の廃止

②支給要件の変更（収入要件の変更・廃止、育児・介護等の一定の事情がある配偶者に限定するなどの要件設定、一定級以上の職員には支給しないなどの対象職員の限定など）

③配偶者に係る手当額の変更

などの選択肢について、複数の選択肢を組み合わせるということも含めて鋭意検討している。また、勉強会において、見直しを行う場合には、見直しによる給与原資は減少させないということについて留意しつつ検討する、激変緩和のための経過措置は必要、等の意見をいただいております、それらも念頭に置いて検討する必要があります。

交渉団：昨年度の人事院報告や本年5月末に本年見直すことを表明した経緯からして、具体案の提案が何もないのは極めて遺憾であり、抗議する。今後、交渉・協議・合意をもって対応することを前提に、詳細の提案をしていただきたい。再交渉を要請する。

給与局長：了承する。今後具体案をお示しするので、意見をいただき議論してまいりたい。

人事院
福祉局長交渉

介護休暇の取得要件緩和を勧告へ “マタハラ”防止の取組み姿勢示す

同日の交渉において職員福祉局長は、仕事と育児・家族の介護との両立支援の一環として、介護休暇の取得要件の緩和について本年の人事院勧告に盛り込むことを明らかにした。これは来年1月施行の育児・介護休業法等の改正に対応するもので、介護休暇の分割取得を可能にすること（現行：1つの症状につき連続する6ヶ月の範囲内の期間で取得、見直し後：1つの症状につき通算6ヶ月の範囲内で分割取得可能とする）、介護のために勤務時間の一部を勤務しないことを承認できるよう措置すること等について措置案を検討しているとの回答を引き出した。

また、来年1月より民間事業主に対して職場でのマタハラ防止に向けた措置が義務づけられることを受け、人事院としても同様に、マタハラ防止に向けた取組みを強化していくとの回答を引き出した。